

地域計画・目標地図策定に伴う白馬村農業振興地域整備計画見直しに関する打合せ
要旨

日 時：令和6年3月26日（火）14：30～15：40
場 所：白馬村役場302会議室

1. 出席者

白馬村農政課	田中（洋）課長、大塚係長、藤本主事、久米主事、 田中（哲）集落支援員
白馬村農業委員会	松沢（正）会長
〃	福島（利）委員（有）マイテカル
〃	津滝（明）委員（白馬農場）、津滝（晃）委員（白馬農場）
（有）マイテカル	切久保（勝）取締役、福島（政）取締役
農地最適化推進委員	武田（克）委員（北城南部ほ場整備実行委員長）

2. 打合概要

○田中農政課長

村では地域計画策定、ほ場整備に伴い農業振興地域整備計画、いわゆる農業振興地域の見直しを考えている。かなりの業務量であり時間も要するが、状況を見ると、見直すタイミングだと思っている。田中（哲）集落支援員が、昨年10月から図面、台帳の見直し作業を行っている。本年は、現地調査を行い、図面・台帳・現地の整合を図りたい。白馬村は、3法人（中峯ファーム、白馬農場、マイテカル）が農地の約7割を営農している状況。本日、中峯ファームは所用により欠席だが、3法人の経営陣に農地の状況をお聞きし、今後の作業を進めたい。

○武田（克）北城南部ほ場整備実行委員長

過去に、神城地区は、ほ場整備が終了しており、昨年11月の懇談会で目標地図原案を示した。基本的に、ほ場整備箇所は農業振興地域のため、このまま残すことで問題ないと思う。

現在、北城地区は、ほ場整備を行っている。周辺農地をどうするか、地域の農業委員や法人の意見を聞きながら、どのように見直すかを決める必要がある。

○田中（哲）集落支援員

農業振興地域の見直し作業をしている。配布した地図の色分けについて説明する。

黄色は現在、農業振興地域で、今後も残していくべき農地。

赤色は現在、農業振興地域ではないが、今後、編入した方が良いと考える農地。

青色は現在、農業振興地域だが、今後、除外した方が良いと考える農地

3法人には、色塗りがされている土地について、今後、営農を継続できるか、農業振興地域に編入すべきか、除外すべきか意見を伺うとともに、地図を持ち帰り、黄（継続）、赤（編入）、青（除外）で色付けしていただければと思う。

○大塚農林係長

現在の農業振興地域の中に遊休農地がある。このため、北城南部ほ場整備の完了に合わせ、今

後、営農見込みのない遊休農地は、農業振興地域除外を考えている。また、過去の随時除外地で、地図に反映できていない農地もあるため、今回の見直しに合わせて反映していきたい。

配布資料の“農業振興地域制度の概要”に、農用区域の要件の記載があり、10ha以上の集団的農地というものがある。しかし、10ha以上の集団的農地の中に3種農地の要件である公共施設から300m以内に該当してしまう農地もあるため、細かく見ていく必要がある。4月26日の農業委員会を目途に、色塗り地図提出をお願いしたい。

○マイテカル 切久保(勝)取締役

北城地区は営農に際し、幾つか課題がある。

- ① 北城は狭小農地が多く営農に苦勞している。
- ② 今頑張っって条件不利農地を借り受けてきたが、限界に来ている。
- ③ 今後は、所有者の農地使用料(小作料)・水管理・草刈り等の協力がないと、農地を借り営農することは困難。
- ④ 落倉で、そば栽培しているが、獣害が深刻。今年は栽培を見合わせようと考えている。
- ⑤ 役場で、電気柵を設置できないか。
- ⑥ 水張り等(水田活用直接支払交付金)、国の農業政策に翻弄されている。

○田中農政課長

①②③に関して、特に3法人は米価が下落している中、従業員に給料を払う必要があり苦勞を察する。遊休農地を増やさない思いで、条件不利農地を営農することは限界に来ていると思っている。貸したら貸しっぱなし、お任せのケースが多い。本来、土地の管理は所有者が行うもの。小作は江戸時代の発想で、今は、貸主借主の状況が逆転している。まだ、農地を貸してやるとの風潮が残っている。土地改良区エリアの賦課金は、営農者が支払うことが基本であるが、白馬村土地改良区は、土地所有者に賦課している。営農者に賦課するには、土地使用料の見直しが必要と考える。南信では、高齢化等の理由で農地を担い手に貸すが、農地への思いがあり、草刈りは自身で行っていると県職員から聞いた。日当は多面的機能支払交付金から支出している。農地所有者と交渉し、草刈りをお願いすればどうか。無理なところは借りないという選択もあると思う。優良農地確保のために、ほ場整備を進めている。南部は課題あるが、武田実行委員長の基、工事が進んでいる、北部は、合意形成で時間を要している。

④⑤に関して、北部は、優良農地確保と獣害を減らすため、ほ場整備は必要と考えている。ほ場整備できなければ、今後の営農は困難であり、農業振興地域除外も考える必要ある。営農できず、耕作放棄地化すれば草が繁茂し、獣の住処となる。困るのは地域住民である。ある程度の規模の電気柵設置する場合、事業主は地域や営農者が組織する地域協議協議会となるため、地域と相談してほしい。

⑥に関して、国の農業政策は頻繁に変わるが、少なくとも現在の状況では、交付金対象農地は、5年間営農する必要ある。営農止めた場合、返金を求められる場合ある。

○白馬農場 津滝(明)委員、津滝(晃)委員

神城地区においても、山際の土橋地籍、犬川沿いの一部農地は、除外した方が良い箇所ある。いずれにしても、このタイミングで見直すことが必要と考える。

○田中農政課長

今国会において、農地転用要件を厳しくする農振法改正案が提出されていると聞いているが、農業者の激減が見込まれる中、約10年後の白馬村の基幹的農業従事者人口は65人との予測もある。農業従事者に見合う優良農地の選別が必要と考えているので協力をお願いします。